

○厚生労働省告示第五十二号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療を次のように定め、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療（以下「紹介受診重点外来」と総称する。）とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容	報告単位	報告方法
<p>一 紹介受診重点外来の実施状況の概況</p> <p>イ 紹介受診重点外来の実施状況</p> <p>(1) 初診の外来の患者延べ数</p> <p>(i) 初診の外来の患者延べ数</p> <p>(ii) 紹介受診重点外来の患者延べ数</p> <p>① 医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に用いる物資を重点的に活用する外来医療の患者延べ数</p> <p>② 紹介患者に対して提供される外来医療の患者延べ数</p> <p>③ その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に用いる物資を重点的に活用する外来医療の患者延べ数</p> <p>ii) 初診の外来の患者延べ数の割合</p> <p>iii) 受診重点外来の患者延べ数の割合</p> <p>(2) 再診の外来の実施状況</p> <p>(i) 再診の外来の患者延べ数</p> <p>(ii) 紹介受診重点外来の患者延べ数</p> <p>① 医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に用いる物資を重点的に活用する外来医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療の患者延べ数</p> <p>② 紹介患者に対して提供される外来医療の患者延べ数</p> <p>③ その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に用いる物資を重点的に活用する外来医療の患者延べ数</p> <p>ii) 再診の外来の患者延べ数の割合</p> <p>iii) 受診重点外来の患者延べ数の割合</p> <p>iv) 紹介受診重点外来の実施状況の詳細</p> <p>(1) 初診の外来医療であって、医療資源を重点的に活用するものの実施状況</p> <p>ii) 外来化学療法加算を算定した件数</p> <p>iii) 外来放射線治療加算を算定した件数</p> <p>iiii) CT撮影を算定した件数</p> <p>v) MRI撮影を算定した件数</p> <p>vi) PET装置を用いて行う検査を算定した件数</p> <p>vii) SPECT装置を用いて行う検査を算定した件数</p> <p>viii) 高気圧酸素治療を算定した件数</p> <p>ix) 画像等手術支援加算を算定した件数</p> <p>x) 悪性腫瘍手術に関連する項目を算定した件数</p>	<p>病院又は診療所</p>	<p>規則第三十条の三十三の十一第三項に規定する方法による情報（以下「フットプリント」という。）</p> <p>ただし、医療法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十条の三十三の十一第三項に規定された情報に於いては、報告を省略することができる。</p>
<p>(2) 再診の外来医療であって、医療資源を重点的に活用するものの実施状況</p> <p>(1) 外来化学療法加算を算定した件数</p> <p>(ii) 外来放射線治療加算を算定した件数</p> <p>iii) CT撮影を算定した件数</p> <p>iv) MRI撮影を算定した件数</p> <p>v) PET装置を用いて行う検査を算定した件数</p> <p>vi) SPECT装置を用いて行う検査を算定した件数</p> <p>vii) 高気圧酸素治療を算定した件数</p> <p>viii) 画像等手術支援加算を算定した件数</p> <p>ix) 悪性腫瘍手術に関連する項目を算定した件数</p>	<p>病院又は診療所</p>	<p>規則第三十条の三十三の十一第三項に規定する方法による情報（以下「フットプリント」という。）</p> <p>ただし、病床機能報告において、報告を行う場合におおいては、報告を省略することができる。</p>
<p>二 紹介受診重点病院又は紹介受診重点診療所（法第三十条の十八の二第一項第二号に規定する病院又は診療所をいう。）となる意向の有無</p> <p>三 地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項</p> <p>イ 紹介受診重点外来以外の外来医療及び在宅医療等の実施状況</p> <p>(1) 生活習慣病管理料を算定した件数</p> <p>(2) 特定疾患療養管理料を算定した件数</p> <p>(3) 糖尿病合併症管理料を算定した件数</p> <p>(4) 糖尿病透析予防指導管理料を算定した件数</p> <p>(5) 機能強化加算を算定した件数</p> <p>(6) 小児かかりつけ診療料を算定した件数</p> <p>(7) 地域包括診療料を算定した件数</p> <p>(8) 地域包括診療加算を算定した件数</p> <p>(9) オンライン診療料を算定した件数</p> <p>(10) 往診料を算定した件数</p> <p>(11) 在宅患者訪問診療料（1）を算定した件数</p> <p>(12) 在宅時医学総合管理料を算定した件数</p> <p>(13) 診療情報提供料（1）を算定した件数</p> <p>(14) 診療情報提供料（III）を算定した件数</p> <p>(15) 地域連携診療計画加算を算定した件数</p> <p>(16) がん治療連携計画加算を算定した件数</p> <p>(17) がん治療連携指導料を算定した件数</p> <p>(18) がん患者指導管理料を算定した件数</p> <p>(19) 外来緩和ケア管理料を算定した件数</p>	<p>病院又は診療所</p>	<p>規則第三十条の三十三の十一第三項に規定する方法による情報（以下「フットプリント」という。）</p> <p>ただし、病床機能報告において、報告を行う場合におおいては、報告を省略することができる。</p>

<p>ロ 救急医療の実施状況</p> <p>(1) 休日に受診した患者延べ数</p> <p>(2) 休日に受診した患者延べ数のうち、診察後直ちに入院となった患者延べ数</p> <p>(3) 夜間・時間外に受診した患者延べ数</p> <p>(4) 夜間・時間外に受診した患者延べ数のうち、診察後直ちに入院となった患者延べ数</p> <p>(5) 救急車の受入件数</p>		
<p>ハ 紹介率及び逆紹介率</p>	<p>病院又は診療所</p>	<p>フアイル等に記録する方法</p>
<p>ニ 外来医療等における医療従事者の配置状況</p> <p>医師並びに外来医療を担う薬剤師、助産師、看護師、専門看護師、認定看護師、特定行為研修修了看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士及び管理栄養士の数</p> <p>ホ 高額等の医療機器・設備の保有状況</p> <p>(1) コンピュータ断層撮影装置の数</p> <p>(i) 六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数</p> <p>(ii) 十六列以上六十四列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数</p> <p>(iii) 十六列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数</p> <p>(iv) その他のコンピュータ断層撮影装置の数</p> <p>(2) 磁気共鳴画像診断装置の数</p> <p>(i) 静磁場強度が三テスラ以上の磁気共鳴画像診断装置の数</p> <p>(ii) 静磁場強度が一・五テスラ以上三テスラ未満の磁気共鳴画像診断装置の数</p> <p>(iii) 静磁場強度が一・五テスラ未満の磁気共鳴画像診断装置の数</p> <p>(3) 血管連続撮影装置の数</p> <p>(4) S P E C T装置の数</p> <p>(5) P E T装置の数</p> <p>(6) ガンマナイフの数</p> <p>(7) サイバーナイフの数</p> <p>(8) 強度変調放射線治療 (I M R T) を行うための機器の数</p> <p>(9) 遠隔操作式密封小線源治療装置の数</p> <p>(10) 内視鏡手術用支援機器の数</p>	<p>病院又は診療所</p>	<p>フアイル等に記録する方法</p> <p>ただし、病床機能報告において報告を省略することができる。</p>